

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（非行少年についての活動）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 触法少年であつて少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条第一項の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であつて同項の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。</p> <p>（要保護少年についての活動）</p> <p>第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（非行少年についての活動）</p> <p>第十三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 触法少年であつて少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であつて児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。</p> <p>（要保護少年についての活動）</p> <p>第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。</p> <p>2（同上）</p>